

知的障害者旅客運賃割引規程

知的障害者に対する旅客運賃の割引は次による。

(適用範囲)

第1条 この規程は、知的障害者が、単独または介護者とともに当社線および連絡運輸となる他社線を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

第2条 この規程において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

2. 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者および第2種知的障害者に区分する。

(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。

イ. 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

ロ. 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

(介護者)

第3条 知的障害者が、第1種知的障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者を付けることができる。ただし、この場合、知的障害者が車椅子を使用しているときは、当社線内相互に限り、介護者は2人まで認める。

2. 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券 第1種知的障害者および12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券は、第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2. 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 知的障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線各駅および連絡運輸となる他社線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線・他社線の片道100キロメートルを超える区間に限る。

(割引率)

第6条 知的障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

2. 乗継割引適用区間のものを発売する場合は、基本運賃に対し、前項の割引率を適用する。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、必要な乗車券の申し込みをしなければならない。

(小児用乗車券による代用)

第7条の2 前条の規定にかかわらず、知的障害者が普通乗車券自動発売機により小児用乗車券を購入した場合で、知的障害者割引が適用できるときは、当社線内に限り、その使用を認めるものとする。

2. 前項の場合、知的障害者は、乗車時に有人改札口で療育手帳を呈示しなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項の規定により購入した乗車券は、知的障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限り有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払戻し)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払戻しは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限り取り扱う。

(療育手帳の携帯)

第10条 知的障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(乗車券の発行等)

第11条 知的障害者が療育手帳を呈示し、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券類印刷発行機または補充式乗車券により発行する。この場合、乗車券の券面(各券片とも)に次の各号に定める表示をする。

(1) 知的障害者が単独で乗車する場合



直径1センチメートル

(2) 知的障害者が介護者とともに乗車する場合

知的障害者に対する乗車券



直径1センチメートル

介護者に対する乗車券



直径1センチメートル

(注1) 療育手帳の呈示があった場合は、必ず「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の「第1種」または「第2種」の表示を確認し、表示のないものについては「発行県(市)」の福祉事務所へ確認すること。また「次の判定年月」を著しく経過している場合も同様とする。

(注2) 知的障害者の小児用定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には所定の表示をすること。

2. 乗車券類印刷発行機で発行した場合は、第1項の規定に拘らず **5割** と表示する場合がある。

(その他の取扱い)

第12条 前各条に規定する以外の取扱いは旅客営業に関する一般の規定による。

2025年1月現在